

大阪大学教員における手当の不正受給及び
公的研究費の不正使用について

平成31年3月29日

国立大学法人大阪大学

1. 当事者の氏名等

大学院高等司法研究科 青江秀史教授 男 63歳（以下、「A教授」という。）
（知的基盤総合センター長）

2. 公的研究費の不正使用に係る調査委員会（以下、「調査委員会」という。）構成員 （平成30年9月13日設置）

所属	職名	委員氏名	備考
	理事	八木 康史	委員長
	理事	鬼澤 佳弘	副委員長
共創機構産学共創本部	教授	正城 敏博	
工学研究科	教授	馬場口 登	
総務部	部長	三上 有丈	
研究推進部	部長	河野 広幸	
共創推進部	部長	亀井 保男	任期は平成31年1月31日まで
共創推進部	部長	高田 則明	任期は平成31年2月1日より
財務部	部長	田畑 磨	
監査室	室長	西河 博美	
不正使用防止計画推進室	室長	松岡 道尋	
鎌倉・檜垣法律事務所	弁護士	檜垣 誠次	学外の第三者（弁護士）
フェニックス法律事務所	弁護士	小寺 史郎	学外の第三者（弁護士）

3. 調査の経緯

（1）平成30年7月18日に、本学大学院高等司法研究科教授並びに知的基盤総合センター長のA教授が、公的研究費の不正使用をしている疑いがあるとの通報が、本学監査室にあった。

《通報の概要》

- 1）毎年欧州各国を学生と一緒に旅行（ゼミ旅行）しており、A教授は調査・研究の出張として旅費申請しているが、その成果を示す研究実績等はほとんど存在せず、旅費申請したレンタカー代やガソリン代を学生からも別途徴収しているようである。
- 2）A教授が、用務外私用と思われる国内外旅行を旅費申請している。

（2）平成30年9月13日 予備調査完了後、調査委員会を設置

（3）平成30年11月2日 第1回調査委員会

（4）平成30年11月19日 第2回調査委員会

（5）平成30年12月12日 第3回調査委員会

（6）平成30年12月20日 第4回調査委員会

（7）平成31年1月18日 第5回調査委員会

（8）平成31年2月8日 第6回調査委員会

（9）平成31年2月28日 第7回調査委員会

（10）平成31年3月28日 第8回調査委員会

4. 調査の対象・方法等

(1) 通報内容に従い、高等司法研究科及び知的基盤総合センターにおいて、A教授が管理・使用している経費等に係る調査可能な公的研究費を対象に調査を行った。

調査過程で、新たな事案（通勤手当及び住居手当の不正受給、タクシー乗車券の不正使用）が判明したため、合わせて調査を行った。

(2) 書面調査については、A教授に係るすべての公的研究費の現存する書類について行った。

(3) 関係者からの聴き取り調査は、調査委員会の下で実施することとし、A教授からは4回、研究室及び知的基盤総合センターの所属教職員等7人から各人1回以上、旅費による出張先の相手方5人から各人1回以上、通勤・住居手当に係る学外の関係者2人から1回、高等司法研究科、法学研究科及び知的基盤総合センターを担当する事務部職員並びに旅費計算担当部署の職員からは随時聴き取り調査を行った。

この他に、上記の者を含む関係者に対して、書面及びメール等によっても随時確認を行った。（上記の調査回数には含まない）

5. 不正に受給または使用されたと認められる公的研究費等の額

（単位：円）

区分	不正受給			不正使用			合計
	通勤手当	住居手当	小計	旅費の虚偽請求	タクシー乗車券	小計	
厚生労働科学研究費補助金				299,360		299,360	299,360
受託研究費 (AMED 難治性疾患実用化研究事業)				133,654		133,654	133,654
受託研究費 (戦略的国際標準化加速事業)				2,400		2,400	2,400
運営費交付金				34,012,564	46,983	34,059,547	34,059,547
大学運営費	9,900,000	4,833,000	14,733,000	5,801,825	433,120	6,234,945	20,967,945
使途特定寄附金				31,076,676	1,114,200	32,190,876	32,190,876
受託・共同研究費 (間接経費含む)				3,899,936	401,557	4,301,493	4,301,493
合計	9,900,000	4,833,000	14,733,000	75,226,415	1,995,860	77,222,275	91,955,275

上記の不正受給及び不正使用と認定した金額については、本学及び公的研究費等の配分機関の規定に基づき返還を求める。

6. 事実関係

(1) 概要

1) 通勤手当及び住居手当の不正受給

自宅が東京にあるにも関わらず、岡山県X市に居住するものとする虚偽の通勤・住

居届を提出し、不正に通勤手当及び住居手当を受給していたもの。

2) 旅費の虚偽請求による不正使用

通勤・住居手当を不正受給しながら、一方では、自宅のある東京から大学への通勤に係る交通費を旅費として請求するとともに、帰宅して東京に滞在する日々についても虚偽用務等によって出張に見せかけ、旅費の虚偽請求を行っていたもの。

また、東京以外の地へ出張における用務についても、知人等との私的な旅行等であるにも関わらず出張に見せかけ、旅費の虚偽請求を行っていたもの。

3) タクシー乗車券の不正使用

センター等におけるタクシー乗車券取扱要領では「出張している間の利用は認めない」とされているにも関わらず、利用区間等を虚偽記載するなどして、出張の間の不正使用を行っていたもの。

(2) 認定した事実関係

調査委員会で行ったA教授及び関係者からの聴き取り調査の内容並びに関係資料を総合すれば、以下の事実関係が認められる。

- 1) 通報内容に基づいてA教授の出張実績等を確認したところ、平成22年10月以降は学内用務(授業、会議等)のある平日は学内の宿泊施設に宿泊し、それ以外の日は土・日曜日を含めて東京に旅行して滞在する出張を繰り返していることが判明した。このため、自宅の所在地に疑義が生じ、通勤手当及び住居手当の受給関係を調査したところ、以下の不正受給の事実が認められる。

【通勤手当及び住居手当の不正受給】

A教授は平成16年4月に本学に採用された際、「岡山県X市の借家に居住し、そこから本学へ通勤する」という内容の「住居届」及び「通勤届」を提出し、平成16年4月から現在に至るまで、住居手当は毎月27,000円、通勤手当は6か月に一度330,000円を受給している。

しかし、事実確認を行ったところ、平成16年4月に提出された住居届の賃貸借契約の証明書及び領収書は虚偽作成されたものであり、平成16年の届出当初からX市における住宅の賃貸借契約が存在せず、居住及び通勤の事実のないことが確認されたため、不正受給と認められる。

また、その後実施された通勤実態確認の際に提出された通勤実績もねつ造されたものであることを確認した。

不正受給の金額は以下のとおり。

ア. 通勤手当

平成16年4月～平成31年3月分 330,000円×30回=9,900,000円

イ. 住居手当

平成16年4月～平成31年2月分 27,000円×179月=4,833,000円

- 2) 自宅の所在を特定するため、旅費請求書類等により宿泊地を集計したところ、東京の宿泊日数が年間の約半分前後の日数を占めており、生活の本拠（自宅）は東京であると考えられることから旅費の支出内容について調査を行った結果、以下の不正使用が認められる。

【旅費の虚偽請求】

① 東京へ出張について

東京の宿泊先を確認した結果、平成23年4月以降は宿泊代を支払って宿泊している知人のB氏宅、それ以前については判然としないが、週末から週初めにかけて東京出張を繰り返していることから、東京の何れかの場所を自宅と判断した。

また、東京滞在中の用務は、デジタルサイネージ・コンテンツ等に関する実態調査及びそれらに関するWG、各種の資料収集、中央省庁等との打合せに大別され、それらの事実関係を調査したところ、中央省庁等との打合せを除いて、事実そのものが存在しないか、事実があっても業務として認められない虚偽用務であった。

よって、A教授の自宅は東京にあり、東京からの通勤に相当する交通費を旅費として請求するとともに、帰宅して東京に滞在する期間についても虚偽用務を付すことによって一連の出張に見せかけ、大阪を起点・終点として東京を往復する一行程の旅費として東京滞在期間中の日当、宿泊料を請求し不正使用していると認められる。

(ア) 交通費

東京の自宅から大学への通勤に相当する大阪～東京間の交通費を、出張に見せかけて旅費として支出することは、虚偽請求による不正使用である。

(イ) 日当、宿泊料

自宅への宿泊は宿泊料の支給対象外であり、そのことを隠して宿泊料を請求しているうえ、出張旅費は業務のための旅行に対し支給されるものであるにもかかわらず、虚偽用務を滞在理由として出張に見せかけ、日当及び宿泊料の旅費を支出することは、虚偽請求による不正使用である。

なお、出張行程の一部については、業務を適正に遂行していることが認められるが、その場合においては東京の自宅を起点・終点として旅費請求すべきものであり、大阪を起点・終点とする出張として旅費を支出することは、虚偽請求による不正使用である。

② 東京以外の地へ出張について

A教授は東京へ出張のほか、デジタルサイネージ・コンテンツ等に関する実態調査等として国内外各地へも出張しており、また、そのほとんどの出張において自動車を利用しているが、事実関係を調査したところ、「同乗者なし」と申告されているにも関わらず、知人、学生、家族等を同乗させていることが判明した。また、調査による成果物がほとんど存在しないことや、大量に保存されている写真の内容等からも、業務とは認められない私的な旅行であると判断した。

デジタルサイネージ実態調査等は、東京以外の地への出張においても出張に見せかけるための虚偽用務となっており、業務とは認められない旅行に係る旅費（交通費、日当、宿泊費等）を支出することは、虚偽請求による不正使用である。

なお、東京以外の地への出張についても、ほとんどが東京を經由・滞在する行程となっており、通勤に相当する東京～大阪間の移動を含む一連の行程で旅費請求されているため、通勤手当の不正受給に関連する不正使用として、一連の旅行行程単位（旅費請求単位）で不正使用と認定する。

また、東京を經由せずに出張しているものについては、個々の出張内容を確認し、学内規定違反または他の目的への使用（旅費請求内容と実際の出張内容が不一致）が認められる場合は不正使用と認定した。

この結果、旅費の虚偽請求による不正使用と認められる金額は以下のとおり。

平成 21～30 年度 604 件 75,226,415 円

③ 旅費請求手続き等における不正な請求行為について

上記の不正使用額と認められる旅費における請求手続き等においても、次のような不正行為が重ねて行われていることが認められる。

（ア）ガソリン代、有料道路通行料、レンタカー借上げ代等の過大請求

- ・ 大学が旅費負担をする必要のない同乗者（知人、学生、家族等）がいるにも関わらず、同乗者の存在を申告せずに実費全額を過大に旅費請求。
- ・ 更に、一部の出張（毎年度実施している海外出張（ゼミの卒業旅行に帯同））においては、同乗者（学生）からガソリン代、有料道路通行料、レンタカー借上げ代等を実費徴収しているにも関わらず、旅費請求額から控除することなく過大に旅費請求。【本件は通報に係るもの】
- ・ 自家用車を利用した出張においては、出発前及び出張終了時にそれぞれ満タン給油した領収書によりガソリン代を請求することになっているが、出発前に満タン給油を行わず過大に旅費請求。
- ・ 移動途中での用務地外への立ち寄り、用務地外の温泉等への宿泊等による経路の迂回を申告せずに過大に旅費請求。

（イ）宿泊料の不正請求

東京のB氏宅への有償宿泊の証拠としていた、B氏名義の領収書について、実際の入金額と領収書発行額が一致しておらず、一部支払い事実のない領収書に基づいて宿泊料を虚偽請求。

領収書発行累計額 6,625,000 円（平成 23 年 4 月～平成 30 年 11 月）

B氏口座への入金額 6,140,000 円（平成 23 年 4 月～平成 30 年 11 月）

（ウ）航空賃の過大請求

海外出張に同伴した知人の航空賃をA教授の航空賃に上乗せして過大に旅費請求。

不正使用額 3件 70,234円（平成30年度）

(エ) カラ出張

A教授は平成21年10月に東京への1泊2日の出張旅費を支出しているが、実際には同日に長崎、雲仙方面へ学生と旅行をしている写真が現存しており、「カラ出張」を確認。

不正使用額 1件 46,240円（平成20年度）

④ 私的流用について

不正使用によりA教授へ支給された旅費は、業務ではなく通勤に相当する費用等に使用されており、また、用途の全てが明らかではないが、受領した旅費は個人の財産として管理・使用できる状態となっていることから、個人の経済的利益の獲得を目的とした公的研究費の支出であり、私的流用と判断した。

なお、出張用務の一部は業務遂行が認められることから、私的流用額の算定に当たっては、その業務のために本来支給すべきであった旅費相当額を旅費受領額から控除した。

平成21～30年度 604件 70,436,193円

3) タクシー乗車券の不正使用

A教授がセンター長を務める知的基盤総合センター（平成22年4月～平成30年3月は知的財産センター。平成30年4月に現センターへ改組）の「タクシー乗車券取扱要領」では、「旅費の支給を受けて出張している間の利用は認めない」と規定されているが、A教授はセンターの保管者となった平成22年7月以降、出張の間に頻繁に利用していることが認められる。

A教授は出張との関連を隠ぺいするため、保管者として備えている「タクシー乗車券使用内訳書」に、用務地や用務内容を虚偽記載していた。

さらに、同一内容の規定となっている高等司法研究科及び法学研究科のタクシー乗車券においても、同様にA教授が出張の間に利用していることが認められる。

不正使用額 771件 1,995,860円（平成22～30年度）

7. 再発防止策（主なもの）

(1) 通勤手当及び住居手当の不正受給

- ① 遠方に居住している者に対しては、手当認定時に実態確認（定期券や使用済み乗車券、家賃の領収書等の写しの提出）を行うほか、その後も定期的（年1回）に実態確認を行う。その他、疑義が生じる者があれば、同様の実態確認を行う。
- ② 通勤・住居手当担当部署と旅費計算担当部署との間で、遠方に居住している者の情報共有を行い、手当認定内容と旅費請求内容との整合性を定期的に確認するとともに、この取扱いを全学周知することにより、監視並びに牽制機能をより一層強化する。

(2) 旅費の虚偽請求

- ① 出張報告書様式に記載すべき事項(用務先、面談等の相手方氏名、内容、成果、宿泊施設名等)を例示し、併せて詳細な記入要領を示すことにより、出張事実の確認を確実にし、牽制を強化する。
- ② 内部監査においては、すべての資金を対象に出張報告書の記載内容を確認し、疑義が生じたものについては用務先への出張事実の確認を確実にし、牽制を強化する。
- ③ 宿泊施設以外に宿泊する場合は、へき地など真にやむを得ない場合を除き、宿泊料の支給はしないこととする。
- ④ 通勤・住居手当担当部署と旅費計算担当部署との間で、遠方に居住している者の情報共有を行い、手当認定内容と旅費請求内容との整合性を定期的を確認するとともに、この取扱いを全学周知することにより、監視並びに牽制機能をより一層強化する。【再掲】
- ⑤ 自家用車等の使用に関する取扱基準の再徹底を図り、虚偽申請が判明した場合は、以後、自家用車等による出張は一切認めないことを再度周知する。

(3) タクシー乗車券の不正使用

- ① タクシー乗車券の使用ルールを再徹底する。
- ② 支払手続き時において、出張データとの突合を確実に行う。

(4) 意識改革による取組

- ① 全部局のコンプライアンス推進責任者等を対象に、本事案を具体例とした再発防止策等の説明会を開催するとともに、各部局内におけるコンプライアンス教育においても再発防止策等の徹底を行う。